

2、3月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者講習 (2時間)	優良運転者講習 (30分)	普通運転者講習 (1時間)	違反運転者講習 (2時間)
2月2日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00~		
2月13日(土)	遠別町生涯学習センター「マナビィ21」		13:00~		
2月20日(土)	豊富定住支援センター「ふらっときた」		13:00~	14:00~	15:30~
3月2日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00~	13:00~	13:45~	15:00~

情報

インフォメーション

自動車事故被害者支援制度のご案内

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。また、職員が介護料受給者のご家族を訪問して情報を提供し、ご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

①介護料の支給に関すること

○支給対象者

自動車(バイクを含む)事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。(自損、他損、時期は問いません)

○支給額(月額)

後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、36,500円~211,530円の範囲で支給。

○支給の制限

次のような場合は支給できません

1. 自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき
2. 法令に基づく施設に入所したとき
3. 支給対象となる方の主たる生計維持者に係る前年の合計所得金額が1,000万円を超えたとき

その他、支給できない条件がありますのでお問い合わせください。

②交通遺児友の会

自動車(バイクを含む)事故で保護者を亡くされた児童などを対象とした会費無料の友の会を運営し、旅行会や絵画、書道、写真コンテストを実施しています。また、交通遺児に対する育成資金の無利子貸付を行っています。

お問い合わせ先：自動車事故対策機構 旭川支所

電話 0166-40-0111 ホームページ：<http://www.nasva.go.jp/>

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬になると、沿道建物などからの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも冬期間の生活に苦勞されていると思いますが、不幸な事故を無くすため、次のことに注意するようにお願いします。

- 落氷雪事故の発生が懸念される沿道建物などについては、屋根に雪止めを設置してください。
- 既に雪止めが設置されている場合であっても、老朽化などによる落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損などがある場合は早急に修繕してください。
- 落氷雪事故は、気温が-3℃~3℃程度のときに発生しやすいため、早めに除雪するとともに、除雪は必ず複数人で行い、歩行者や子供などに十分注意してください。
- 落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者などの通行の支障にならないように除去してください。
- 交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。
- 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。
- ビルの壁、窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した氷雪は早めに除去してください。

北海道開発局・北海道・北海道警察・幌延町